

第 1 4 7 号議案

足立区成年後見制度審査会条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区成年後見制度審査会条例

(設置)

第 1 条 足立区の成年後見制度を推進する事業の適正な運営を図るため、区長の附属機関として、足立区成年後見制度審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・協議し、答申する。

- (1) 成年後見制度の啓発及び推進に関する事項
- (2) 成年後見制度等による支援の実施及び評価に関する事項
- (3) 成年後見人の養成及び支援に関する事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審査会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 1 0 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の選任及び権限)

第 5 条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代

理する。

（審査会の運営）

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会は、必要があると認めたときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、助言を受けることができる。

（守秘義務）

第7条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区成年後見制度審査会	日額 18,000円
--------------	------------

（提案理由）

成年後見制度審査会を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。